

合 意 書

私たちは、福岡法務局所属公証人山田太郎作成の令和元年登簿第88号信託契約書第4条に基づき、受託者が信託金銭を管理するため、下記の口座を信託専用口座とすることを合意しました。

ただし、金融機関で信託口座を作成したときは、当該信託口座を本信託契約における信託金銭の信託専用口座とすることとし、速やかに、下記口座から信託口座へ信託金銭を移します。

記

株式会社民事銀行 信託支店

普 通 1 2 3 4 5 6 7

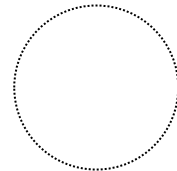
託下 受太 (タクシタ ウケタ)

以上

令和元年11月22日

委託者兼受益者

託 下 頼 夢



受託者

託 下 受 太

